

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 0 4 6 号)

平成 2 4 年 5 月 1 8 日

横 情 審 答 申 第 1046 号

平 成 24 年 5 月 18 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成23年12月7日市市情第874号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「懲戒処分申立書」及び「異議申立書・質問申立書」と題する文書について（平成20年市市情第613号）〔別添文書平成20年6月23日付市長宛〔懲戒処分申立文書〕の文書に係わった市当局の職員の氏名、所属、住所〕の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「懲戒処分申立書」及び「異議申立書・質問申立書」と題する文書について（平成20年市市情第613号）〔別添文書平成20年6月23日付市長宛〔懲戒処分申立文書〕の文書に係わった市当局の職員の氏名、所属、住所〕を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「懲戒処分申立書」及び「異議申立書・質問申立書」と題する文書について（平成20年市市情第613号）〔別添文書平成20年6月23日付市長宛〔懲戒処分申立文書〕の文書に係わった市当局の職員の氏名、所属、住所〕（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年9月12日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）が平成20年6月23日に本市に提出したとしている懲戒処分申立書と題する文書（以下「本件懲戒処分申立書」という。）については、市民活力推進局総務部市民情報室（当時。現在の市民局総務部市民情報室。以下「市民情報室」という。）において供覧しているが、本件懲戒処分申立書は1年保存の文書であり平成22年度に廃棄済みである。

また、本件申立文書のほかには、当該文書に関わった職員の氏名、所属及び住所が記載された単一の行政文書については、作成し、又は取得しておらず、保有していない。

- (2) 市民から意見や要望等が記載された文書が提出された場合、当該文書の内容に係る所管課では、その内容を確認し、回答を要するものか否か及び広聴関係書類として取り扱うべきものであるかの検討を行い、文書の性質に応じた個別の対応を行っている。

- (3) 本件懲戒処分申立書並びに当該文書に関わった実施機関の職員の氏名、所属及び住所が記載された単一の行政文書を探索したが、該当する文書は現存しなかった。
- (4) 本件懲戒処分申立書を見分したところ市民情報室において平成20年6月23日付で受け付けたと思われる受領印があったことから、平成20年度以降の文書一覧で、該当する可能性のある文書が存在していたかどうかを確認した。

その結果、「懲戒処分申立書」及び「異議申立書・質問申立書」と題する文書について」という文書を作成していたことが確認できたため、当該文書を本件申立文書として特定した。

当該文書一覧によると、本件申立文書は平成20年度中に保存期間が1年の不服申立受付等関係書類として供覧が行われており、平成22年度に保存期間が経過したため廃棄している。

- (5) 当該文書に係る経過を確認することはできないが、平成20年度当時、本件懲戒処分申立書は情報公開の異議申立て等に関する文書及びそれに関連する文書であると判断したことから、保存期間が5年間である広聴関係書類とは性質を異にしており、保存期間が1年の不服申立受付等関係書類として供覧が行われたものと考えられる。
- (6) 本件懲戒処分申立書について、平成20年度当時の職員にも確認したが、本件懲戒処分申立書に係る調査及び検討については、全て口頭のみで行ったため、本件対象行政文書のほかに文書は作成しておらず、当然に本件懲戒処分申立書に関わった市職員の氏名、所属及び住所が記載された単一の行政文書も作成していないとのことであった。

したがって、本件申立文書は廃棄済みであり、保有していない、かつ、本件申立文書のほかに文書は作成していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 次のとおり、虚偽の理由であることが明白である。

ア 過去10年間の市民から市職員の不法行為に対する懲戒処分申立書の件数とその内容の開示請求を行ったところ、平成19年度の市民からの提案で、市職員の対応が虚偽の説明ばかり行っているという要旨のもとに市職員を辞めさせてほしい旨の懲戒処分申立てがあった。

イ この事実から、本件懲戒処分申立書は、職員の行為が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第2号に該当する違法行為であり、その本件懲戒処分申立書の調査及び決定をも含めた検討記録が1年保存の文書であり平成22年度に廃棄したという理由で非開示になっていることは、虚偽であることが明白である。

(3) 申立人は、実施機関から本件懲戒処分申立書について口頭による回答を一切受けていない。

(4) 市職員の対応についてのクレーム（平成19年度）でさえ平成23年8月時点においてもクレームの内容を検討した結果及びその処理の内容に至るまで行政文書として保管されている事実から非開示理由の主張は虚偽であることが明白である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成20年6月23日に実施機関に提出した懲戒処分申立書を、市民情報室が供覧処理した文書である。

なお、本件懲戒処分申立書は、市民情報室職員の懲戒処分を申立てる内容であることが認められる。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件懲戒処分申立書の処理に関わった職員の氏名及び所属が分かる文書として、課内で供覧した本件申立文書を特定しているが、当該文書については平成20年度に作成した文書であり、保存期間1年経過により廃棄済のため、保有していないと説明している。

イ 当審査会において市民情報室の平成20年度の横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25条）第10条第4項に規定する行政文書分類表を見分したところ、「不服申立受付等関係書類（保存期間1年）」との分類を確認した。

また、申立人が異議申立書及び意見書に添付して提出した文書は、広聴制度である市民からの提案として扱ったものであり、当該行政文書分類表に定める広聴関係書類として保存期間が5年の文書であると認められる。市民からの市職員の懲戒処分申立てについては、法令等に規定されているものではないため、実施機関が本件懲戒処分申立書を広聴関係書類として扱わなかったことに不合理な点はない。

ウ 以上のことを考え合わせると、保存期間経過により廃棄済みのため、本件申立

文書は保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(3) 付言

本件請求に係る開示請求書には、申立人本人が過去に実施機関に提出した文書を添付し、当該文書に関する文書の請求をしている。したがって、本件請求は、条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人情報を求める開示請求であると考えることができ、本来であれば、請求の対象となる文書の存否を答えるだけで非開示情報を明らかにすることになるとして、存否応答拒否を検討すべきものであったとも考えられる。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重に行うよう望むものである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年12月7日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年12月16日 (第131回第三部会)	・諮問の報告
平成24年1月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年1月12日 (第198回第一部会) 平成24年1月13日 (第205回第二部会)	・諮問の報告
平成24年3月2日 (第134回第三部会)	・審議
平成24年3月16日 (第135回第三部会)	・審議
平成24年4月6日 (第136回第三部会)	・審議